

# 解説●二〇二二年度地方財政計画の概要とポイント



公益財団法人  
地方自治総合研究所 副所長  
**飛田博史**

とびた・ひろし●一九六四年東京都生まれ。明治大学政治経済学研究所博士前期課程（修士）。一九九八年より地方自治総合研究所に勤務。専門は地方財政論、経済学説史。著書に『苦悩する農山村の財政学』（共著、公人社、二〇〇八年）、「財政の自治」（公人社、二〇一三年）、「国税・森林環境税―問題だらけの増税―」（公人の友社、二〇二二年）、2021年度普通交付税算定結果の検証（『自治総研』二〇二二年二月号）など。

## はじめに

二〇二二年一月二十四日に二〇二二年度政府予算案が閣議決定され、あわせて二〇二二年度の地方財政見通しである地方財政計画（以下「地財計画」と呼ぶ）が公表された<sup>\*1</sup>。前年度の地財計画では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による国・地方の厳しい税収見通しのもとで、多額の財源不足と複雑な地方財政対策（以下「地財対策」と呼ぶ）が講じられたが、新年度は一転して、財源不足の大幅な縮小により地財対策の余裕が垣間見られる

状況となった。本稿では地財計画の概要と収支見通しのポイントを解説し、新年度の地方財政を展望する。

\*1 本稿で取り上げる政府の資料は「地方財政対策」であるが、一部の未確定の数値を除き二月に閣議決定予定の「地方財政計画」と同じ内容であることから、表題を含め地方財政計画と呼ぶことにする。

## 地方財政計画・地方財政対策について

本論に入る前に地財計画および地財対策について解説しておこう。

地財計画は、地方交付税法第七条にも

どであり、その規模は「標準」ゆえに地方の決算総額を下回る水準となっている。一方、歳入では、地方税、地方交付税、国庫支出金、地方債（借入金）などの新年度の見込み額が計上される。このうち地方税は国の経済見通しや税制改正を踏まえた税収見通し、地方交付税（以下「交付税」と呼ぶ）は国税五税（所得税、法人税、酒税、消費税、地方法人税）の税収見通しの一定割合（法定率）と呼んでいる、国庫支出金は新年度予算における各省庁の補助事業の見込み、地方債は建設事業等で見込まれる通常の借入額を積算する。

このようにして見積もった収支が均衡していれば、地財計画は単なる地方の収支見直しにとどまるが、例年、歳出が歳入を上回る財源不足が生じている。このため、総務省と財務省の折衝を通じて地財計画の収支を一致させる財源確保策を講じており、これを地財対策と呼んでいる。具体的な対策は、主に交付税の加算

と地方債の増発によるもので、財源不足額が大きいほど複雑な内容となる。なお、二〇二二年度の地財対策は財源不足が前年度に比べて大幅に縮小したため、例年になく簡素な対策となった。

このようにして、毎年度、地財対策を通じて地方全体の標準的歳出を裏付ける財源が確保されるため、地財計画はマクロの財源保障の役割を果たしている。毎年度の地財計画の資料では、主に以下の四つの点が注目される。

第一に地財計画の収支規模である。地財計画の規模が拡大すれば財源保障が積極的に行われたことを意味し、その縮小は逆を意味する。

第二に一般財源総額と交付税総額である。一般財源総額は地方税、交付税などの使途の自由な財源の総額であり、毎年度の財政運営の自由度の目安として各自治体の予算編成にも影響を与える。また、交付税総額は、国税五税の法定率分（所得税・法人税三三・一％、酒税五〇％、消

費税一九・五％、地方法人税一〇〇％）と地財対策を通じた加算分の合計額であり、各自自治体に交付される額を予想する上で注目される。

第三に財源不足額と地財対策の内容である。財源不足の規模やこれに対する財源確保策をみることで、年度ごとの財源保障の難度を知ることができる。

第四に歳出の内訳である。地財計画の規模は、事実上、歳出の見積もりにより決定されるため、その内容が注目される。たとえば給与関係経費が前年度を下回った場合、各自自治体の合理化のメッセージとなる場合があり、その要因を知る必要がある。また、国の新たな政策が打ち出された場合に、それが地財計画に反映された財源保障の対象となっているかどうかを知ることができる。地財計画に新たな経費が計上される場合に、しばしば「地方財政措置」と呼ばれることがあるが、標準的経費とは言いがたい国の政策経費が計上される場合もあり、財源保障の規模

とつぎ、国が予算編成にあわせて策定する地方財政の収支見通し（一般会計ベース）であり、国会の新年度予算審議の参考資料として閣議決定を経て提出される。

歳出では、給与関係経費（職員人件費や議員報酬等）、一般行政経費（社会保障関係費や警察・消防の運営費等）、投資的経費（道路や公共施設等の建設費）などの「標準的経費」が見積もられる。「標準的経費」とは、法令や制度にもとづく義務的な経費や義務的でなくとも地方自治体（以下「自治体」と呼ぶ）において一定水準を確保すべき行政サービスの経費な